

## 資料5 策定経緯、用語集

### 5-1 策定経緯

「和泉市みどりの基本計画」を改定するにあたり、有識者や地域住民代表、関連団体による「和泉市緑の基本計画懇談会」を開催した。

開催概要及び懇談会委員は、以下の通りである。

表 和泉市緑の基本計画改定懇談会 開催概要

|     | 開催時期                     | 検討内容  |
|-----|--------------------------|---|
| 第1回 | 令和元年（2021年）<br>8月21日（水）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>和泉市の緑の現状と現行計画の振り返りについて</li> <li>改定の視点について</li> </ul> |
| 第2回 | 令和元年（2021年）<br>10月31日（木） | <ul style="list-style-type: none"> <li>目標等の基本的な方向性について</li> <li>施策の方向性について</li> </ul>       |
| 第3回 | 令和2年（2022年）<br>1月21日（火）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>全体の施策について</li> <li>計画素案について</li> </ul>               |
| 第4回 | 令和2年（2022年）<br>5月21日（木）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>最終とりまとめ内容の報告</li> </ul>                              |

表 和泉市緑の基本計画懇談会 委員名簿

| 区分           | 役職                 | 氏名    |
|--------------|--------------------|-------|
| 有識者（都市緑地分野）  | 大阪府立大学 名誉教授        | 増田 昇  |
| 有識者（都市計画分野）  | 大阪市立大学 大学院工学研究科 教授 | 内田 敬  |
| 有識者（環境分野）    | 近畿大学 総合社会学部 教授     | 藤田 香  |
| 地元住民代表       | 和泉市町会連合会 会長        | 宮本 英昭 |
| 商工業関連団体代表    | 和泉商工会議所 主査         | 久保 智美 |
| 農業関連団体代表     | JAいずみの 営農経済部 部長    | 東 孝   |
| 男女共同参画関連団体代表 | モア21 副代表           | 中 美智子 |

## あ行

## ○アカデミック

学問の分野で正統的で堅実なさま。学究的。

## ○アジェンダ 2030

持続可能な開発のための 2030 アジェンダの略。2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間 (2030 年まで) の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。2015 年 9 月 25 日の国連総会で採択された。

## ○アドプトフォレスト制度

大阪府が事業者と森林所有者の仲人となり、地域 (里山) の環境保全や生物多様性の確保、地球温暖化の防止のため、放置された森林や竹林を下刈りや間伐、植樹等による森づくり活動を進めるための制度。

## ○遺伝子資源

遺伝の機能を備えた生物由来の素材。

## ○一時避難場所

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所。

## ○いずみいのちの森事業

和泉市内に木を植えて「いのち」を守る森をつくるプロジェクト「いずみいのちの森プロジェクト」のことで、平成 31 年度末 (2020 年 3 月末) までに 18 万本の植樹を目標とし平成 22 年度から取り組んでいる (現在は終了)。

## ○いずみ市民大学

市民の学習意欲の醸成、活力ある地域社会の実現とまちづくり活動を担う人材の育成を目的としてシティプラザ市民カレッジを統合して設置したもの。

## ○和泉市都市公園条例

都市公園法、都市公園法施行令及び都市公園法施行規則並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に定めるもののほか、法及び円滑化法の規定に基づき公園の設置及び管理に関する基準等について必要な事項を定めたもの

## ○インフラ

インフラストラクチャーの略。生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である

## ○エコロジカルネットワーク

生態系ネットワーク。多様な生態系と野生生物すべてを、厳正な保護地域指定から緩やかな土地利用誘導まで組み合わせて、地域を複合生態系として保全するための手法の一つ。

## ○ONPO

Nonprofit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

## ○レッドリスト

絶滅のおそれのある野生動植物等について、絶滅への危険度に応じてランク付けしたもの。

## ○大型複合遊具

アスレチックやジャングルジムなどを組み合わせた大型の遊具。

## ○オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

## ○温室効果ガス

地球表面は大気の層を形成しており、太陽から注がれる放射エネルギーのほとんどを通過させる。地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガスのこと。

## か行

## ○街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園。

## ○外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生きもののこと。

#### ○風の道

郊外から都市部へ風を誘導する風の通り道をつくることで、都市部の気温の上昇を抑えようという、都市計画の考え方や手法のこと。

#### ○河畔林

河川の周辺に繁茂する森林のこと。

#### ○観光農園

果実やイチゴのもぎとりなど、レクリエーションのため客に開放する農園。

#### ○貴重種

固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物種。

#### ○義務教育学校

小学校の6年間と中学校の3年間の合計9年間で1つの学校として、一貫の教育を実施するための学校。

#### ○近畿自然歩道

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び鳥取県の2府7県にまたがる長距離自然歩道。

#### ○近郊緑地保全区域

近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。

#### ○近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

#### ○クラウドファンディング

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うこと。

#### ○グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

#### ○グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

#### ○グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

#### ○群集

特定の種組成・生育条件および相観をもつ、植物社会学的群落分類における基本単位

#### ○群落

「群集」が決定できないものは優占種によって区分される「群落」として暫定的に中区分に位置づける。

#### ○ゲリラ豪雨

約10～数十km<sup>2</sup>範囲の狭い地域に、時間雨量が50mmをこえるような豪雨が短時間に降る現象。集中豪雨の一形態。

#### ○建築物の敷地等における緑化を促進する制度

一定規模以上の敷地において建築物を新築、改築、増築する機会を捉えて、当該建築物やその敷地について緑化を義務付ける大阪府の制度

#### ○原風景

原体験から生ずる様々なイメージのうち、風景の形をとっているもの。

#### ○広域避難場所

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所。

#### ○公園協議会

都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会。

#### ○公共財

公衆衛生、道路、公園、消防、警察、国防など、次の2つの特徴を有する財およびサービス。(1) 特定の人(消費者)をその財(サービス)の消費から排除することができない(排除不可能性)。(2) 同時に多くの人々によって消費されることが可能で、したがって消費者の間でその財の消費をめぐる競合の余地が生じない(消費の集団性)。

#### ○工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。

#### ○公募設置管理制度

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

#### ○公民協働

公共施設の整備、維持管理等を行政と民間事業者が連携して行う取組。

#### ○国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地で、関係都道府県の申し出により、環境大臣が中央環境審議会の意見を聞き、区域を定めて指定するもの。

#### ○国土交通省気候変動適応計画

「気候変動適応法」に基づく、国土交通省の自然災害分野、水資源・水環境分野、国民生活・都市生活分野、産業・経済活動分野等における適応策の指針。

#### ○コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

#### ○コミュニティファーム

共同で小さな農園を運営し、農園整備、野菜栽培や料理などを通じて、コミュニティの絆を高める活動。

#### ○コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること

### さ行

#### ○里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて、環境が形成・維持されている。

#### ○CSR

Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。

#### ○市街化区域

都市計画によって定められた、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

#### ○市街化調整区域

都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域。

#### ○市街地開発事業

一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。都市計画法では、以下の 6 種類を市街地開発事業としている。

- ① 土地区画整理事業
- ② 新住宅市街地開発事業
- ③ 工業団地造成事業
- ④ 市街地再開発事業
- ⑤ 新都市基盤整備事業
- ⑥ 住宅街区整備事業

#### ○史跡

「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」のうち重要なもの。

#### ○自然公園

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。

#### ○自然度

植生に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を 10 の類型に区分したもの。

#### ○自然林

人が手を加えていない森林。

- 持続可能な開発目標（SDGs）
  - 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
- 湿生植物
  - 水辺や湿原など、湿潤な所に生育する植物。
- 指定管理者制度
  - 地方公共団体の公の施設において、民間法人その他の団体を指定し、その管理権限を代行させる制度。
- 指定文化財
  - 文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。
- 市民農園
  - 都市の住民が週末や休暇などに趣味として作物をつくる小規模な農園。
- 市民緑地制度
  - 地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。
- 市民緑地認定制度
  - 民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。
- 社会資本
  - 道路・港湾・上下水道・公園・公営住宅・病院・学校など、産業や生活の基盤となる公共施設のこと。
- 住区基幹公園
  - 主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能や規模から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
- 重要里地里山
  - 環境省により選定された生物多様性保全上重要な里地里山。
- 循環型社会
  - 天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。
- 準工業地域
  - 都市計画法による用途地域の一つで、主として環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するため定める地域。
- 蒸散作用
  - 植物において、主として葉から水分が水蒸気になって出ていく現象。
- 植生
  - ある対象地域に生育している植物の集団の状態。
- 人口ビジョン
  - 総合戦略を策定するうえでの基礎資料で、人口の現状を分析するとともに、人口の将来展望を提示している。
- 人工林
  - 苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた森林。
- 森林環境贈与税
  - 森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されるもの。
- 森林経営管理制度
  - 適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るもの。
- 森林整備計画
  - 地域森林計画対象民有林についてたてる森林整備のための10年計画で、伐採や造林などの森林施業の基本的な方針を定めたもの。
- 森林の公益的な機能
  - 森林がもつ、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、文化の維持及び継承、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産といった多面にわたる機能。

#### ○生産緑地

市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するもの。

#### ○成熟社会

量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する社会。

#### ○生物資源

食料、衣料、薬品など人間の生活上に必要な資源として利用される生物のこと。

#### ○生物多様性

生物に関する多様性を示す概念であり、生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。

#### ○生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

2010年10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議(COP)。

#### ○生物多様性地域連携促進法

地域における生物多様性の保全の必要性にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として制定された法律。

#### ○絶滅危惧種

環境省や都道府県発行のレッドデータブックに記載されている動植物種。

#### ○絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類

レッドデータブックにより、カテゴリの「絶滅の危機に瀕している種」：絶滅危惧Ⅰ類、「絶滅の危機が増大している種」：絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられたもの。

#### ○セットバック

道路等から、建物またはその他の構造物を後退させること。

#### ○総合公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

#### ○総合計画

まちづくりの最上位計画として、基本的な方向性を明らかにし、その実現に向けて重点的に取り組む施策を示す計画。

#### た行

#### ○体験農園

園主(農家)が作付けから収穫までを計画し、講習会などを開催して指導する農園。

#### ○ダイヤモンドトレール

金剛葛城山系の稜線を縦走する長距離自然歩道。

#### ○地域森林計画対象民有林

地域森林計画は、都道府県知事が全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期として立てる計画。地域森林計画対象民有林は、地域森林計画の対象となっている民有林。

#### ○地区計画制度

一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園・広場といった施設(地区施設)の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとするもの。

#### ○地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

#### ○地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。

#### ○地方創生

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること。

#### ○鎮守の森

村落を中心としたような一区域を鎮め守る神社の境内にある森。

#### ○低炭素化

地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会づくりを行うこと。

○天然記念物

「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なもの。

○特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。

○特定生産緑地制度

市町村は、生産緑地の所有者等の同意を基に、当該生産緑地を特定生産緑地に指定できる。特定生産緑地に指定することで、買取り申出が可能となる時期が「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から 10 年延長される。

○特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落。

○都市基幹公園

主として 1 つの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

○都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

○都市計画公園、都市計画緑地

都市計画法に規定される都市施設の 1 つであり、都市計画決定権者である都道府県知事又は市町村長が都市計画決定(変更)した「公園」「緑地」「墓園」を指す。

○都市計画マスタープラン

都市計画法に規定されている都市計画の基本的な方針であり、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市づくりの方向性を示すもの。

○都市公園

国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。

○都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を講ずることにより都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

○都市農業振興基本計画

都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画。

○都市緑化フェア

国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるための普及啓発事業として、昭和 58 年（1983 年）から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典。

○都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。

○都市林

主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置。

な行

○二次林

山火事や伐採などで、原生植生(一次林)が破壊されたあとに生じる森林。

○農家レストラン

「農家」(農業、酪農業、漁業を含む)が「自家生産したもの」、「密接に連携する農家が生産したもの、または地域で生産されたもの」を飲食店という形態で調理・提供し、かつその地域で運営される施設。

### ○農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設地等）を定めて設定する区域。

## は行

### ○ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

### ○バリアフリー

身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。

### ○ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

### ○フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究。野外調査。

### ○バイオトープ

生命：バイオ bio と場所：トポス topos の合成語で生物の生息空間のこと。

### ○輻射熱

遠赤外線熱線によって直接伝わる熱の事。

### ○保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

### ○防災農地

農家と、行政・地域住民等の多様な連携により、農地等を防災空間として保全・活用する取組み。

### ○ポテンシャル

可能性として持っている能力。潜在的な力。

## ま行

### ○みどりの大阪推進計画

平成 21 年 12 月に大阪府が策定。広域的観点からみどりの確保目標や配置計画及びみどりづくりの方策などを示し、今後の府におけるみどりづくりの推進施策の方向を明らかにし、市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となるもの。

### ○みどりの回廊

野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間。

### ○みどりのスポンサー制度

みどりの整備や維持管理等に対して寄付金等を募る制度。

### ○みどり法人

地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が緑地の保全や緑化の推進を行う制度。

### ○モニタリング

状態を監視すること。

## や行

### ○用途地域

都市計画法に基づき、建築できる建物の用途等を定めた地域。

### ○予防伐採

災害時の倒木による電線などのライフラインの被害を防止するために予め実施する伐採。

### ○予防保全

各種機器等の保守を、あらかじめ決めた手順により計画的に検査・試験・再調整を行い、使用中での故障を防止し、機器の劣化を抑え、さらに故障率を下げるための方法。

## ら行

### ○ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。

#### ○立地適正化計画

「都市再生特別措置法」の一部改正によって市町村が策定できることになった計画で、地方部においてはコンパクトシティ化を促して人口密度を維持し市街地の空洞化を防止する一方で、都市部や大都市近郊においても、人口が減少する地区や高齢化が進む地区への対応が必要なことから、生活サービス機能を計画的に誘導していくもので、概ね 20 年後を展望して策定する計画。

#### ○緑化基金

条例や寄付行為等を設置根拠とし、地域の緑化への助成はもとより、緑化推進活動など地域に密着した緑化活動を行うもの。

#### ○緑視効果

視界に占めるみどりの割合を高める効果。

#### ○緑地協定

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。住民や事業者の協力で、街を良好な環境にすることができる。

#### ○緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路を主体とする緑地。

#### ○緑被率

平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度で、地区の緑の環境条件を分析・評価する際に用いられる。樹木等で被われた区域の水平投影面積の和との割合。

### わ行

#### ○ワークショップ

地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立案し、進めていく共同作業とその総称。